

○教育・保育の体制

資料 2 6

平成31年4月1日現在

満年齢	区分	香住区		村岡区		小代区	
		香住第一中学校	香住第二中学校	村岡中学校	余部小学校	長井小学校	放課後児童クラブ
3年生							スマイルあまるべ
2年生							スマイルながい
1年生							スマイルじはやま
6年生							スマイルかすみ
5年生							スマイルさう
4年生							スマイルおくせう
3年生							スマイルあくせう
2年生							スマイルあらおか
1年生							スマイルかわいそ
5歳児							かわいそ
4歳児							かわいそ
3歳児							かわいそ
2歳児							かわいそ
1歳児							かわいそ
0歳児							かわいそ

小代認定こども園

宝樹保育園

平成30年4月統合
・宝樹保育園
・福岡保育所
・どんぐり保育園

青葉など保育園

柴山保育所

○町内就学前施設入所児童数(香美町在住児童のみ)

資料27

平成31年4月1日現在

	奥佐津幼稚園	佐津幼稚園	柴山幼稚園	香住幼稚園	長井幼稚園	余部幼稚園	うづか幼稚園	村岡幼稚園	射添幼稚園
5歳児	1	5	7	57	6	3	9	6	8
4歳児	4	3			1	1			
小計	5	8	7	57	7	4	9	6	8

	柴山保育所	青葉保育園	みなど保育園	宝樹保育園	小代認定 二どじも園
5歳児					10
4歳児	6	35	31	18	6
3歳児	11	28	32	12	8
2歳児	8	24	20	10	3
1歳児	5	17	18	5	1
0歳児	1	1	4	1	0
小計	31	105	105	46	28

教育・保育提供体制について

◎ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

■市町村計画必須記載事項

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。

中でも、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

◎ 香美町の現状

■幼稚園

香美町の幼稚園はすべて小学校と同一敷地内に併設しており、教育委員会として、小学校を含め7年間を通じた教育を従来から推進してきている。

こうした背景のなかで、幼稚園児の教育環境改善を図るために、香住幼稚園と村岡幼稚園を改築した。

- ・香住幼稚園 … 平成25年8月建築
- ・村岡幼稚園 … 平成27年2月建築

■保育所

村岡区内の社会福祉法人が運営する3保育所（宝樹保育園、福岡保育所、どんぐり保育園）が、児童数の減少による経営難や将来不安、また保育士等の人材確保が難しくなっていることから、福岡保育所及びどんぐり保育園においては、平成29年度末をもって閉園し、社会福祉法人宝樹福祉会が、村岡区全体の園児を受け入れて、平成30年4月に3保育所を実質統合、30年度中は現在の宝樹保育園を一部改修して仮園舎で運営、平成31年度に新園舎を開園した。

◎ 第1期計画期間中の経過

■村岡区保育所あり方懇話会

村岡区保育所統合の検討の際に、平成27年5月に開催された町子ども・子育て会議において、「村岡区の課題」であるため村岡区で協議するとして、「村岡区保育所あり方懇話会」が設置され、翌年3月に答申を受けた。

答申では、「認定こども園化に向けて検討することが望ましい」とされた。ところが、既存の幼稚園という供給体制が整備されている以上、認定こども園化は困難という結論となり、平成29年3月に村岡区の保護者に「保育所として統合する」と説明した。

◎ 今後の方針

■課題

本町において認定こども園と幼稚園の共存は不可能であることから、認定こども園化となれば、幼稚園の財産処分が課題となるため、現時点で、直ちに幼稚園を廃止、あるいは統合するという結論には至らない状況である。

ただし、

- ・改築に伴う国庫補助金の返還
- ・幼稚園教諭の取扱い

等を踏まえて、将来的に認定こども園化を検討する必要がある。

■第2期子ども・子育て支援事業計画への記載内容

令和6年度には香住幼稚園が、令和7年度には村岡幼稚園が、国庫補助事業完了後10年となり、無償の財産処分についての国庫補助金返還の必要がなくなる。したがって、第2期計画に記載する「教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保」に関する事項については、次のとおりとする。

◎第1期計画記載内容

(1) 就学前教育・保育施設の認定こども園化の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

既存の教育・保育施設の意向に配慮し、認定こども園化への支援も含め関係者や保護者の意見を聞きながら引き続き検討していきます。



◎第2期計画記載内容

(1) 就学前教育・保育施設の認定こども園化の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

認定こども園化については、既存の教育・保育施設の意向に配慮し、関係者や保護者の意見を聞きながら引き続き検討していきます。

なお、今後5年間における既存施設の状況、あるいは幼稚園、小・中学校のあり方等を勘案し、議論を進め、適切な判断や支援に取り組みます。